

機関は、内閣官房、内閣府、国家公安委員会等とし、同号ハの危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定める庁舎は、当該国の行政機関ごとに、それぞれ規定する庁舎とすることとした。(第一条関係)

2 法第六条第一項のテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める原子力事業所は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一五六号)第二条第四号に規定する原子力事業所とすることとした。(第二条関係)

3 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年五月二十三日)から施行することとした。

◇災害対策基本法施行令の一部を改正する政令(政令第二二五号)(内閣府本部)

一 災害対策基本法施行令の一部改正関係(本則関係)

1 港湾管理者又は漁港管理者(以下「港湾管理者等」という)は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の災害対策基本法(以下「改正法」という)第七六条の六第一項の規定により車両の移動等の措置を行う道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないこととした。

2 改正法第七六条の七第二項の規定による国土交通大臣の港湾管理者に対する指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣の漁港管理者に対する指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について港湾管理者等による車両の移動等の措置を行う道路の区間の指定が行われていない場合等を行うこととした。

3 改正法で追加される国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。

二 原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正関係(附則関係)
原子力災害対策特別措置法施行令について所要の改正を行うこととした。
三 施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

森林法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号

森林法等の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次

第二節	森林整備協定の締結の促進(第十条の十三・第十条の十四)	第二節
第三節	森林経営計画(第十一条第二十条)	第三節
第四節	補則(第二十一条第二十四条)	第四節
		第五節
		第六節
		第七節
		第八節
		第九節
		第十節
		第十一節
		第十二節
		第十三節
		第十四節
		第十五節
		第十六節
		第十七節
		第十八節
		第十九節
		第二十節
		第二十一節
		第二十二節
		第二十三節
		第二十四節
		第二十五節
		第二十六節
		第二十七節
		第二十八節
		第二十九節
		第三十節
		第三十一節
		第三十二節
		第三十三節
		第三十四節
		第三十五節
		第三十六節
		第三十七節
		第三十八節
		第三十九節
		第四十節
		第四十一節
		第四十二節
		第四十三節
		第四十四節
		第四十五節
		第四十六節
		第四十七節
		第四十八節
		第四十九節
		第五十節
		第五十一節
		第五十二節
		第五十三節
		第五十四節
		第五十五節
		第五十六節
		第五十七節
		第五十八節
		第五十九節
		第六十節
		第六十一節
		第六十二節
		第六十三節
		第六十四節
		第六十五節
		第六十六節
		第六十七節
		第六十八節
		第六十九節
		第七十節
		第七十一節
		第七十二節
		第七十三節
		第七十四節
		第七十五節
		第七十六節
		第七十七節
		第七十八節
		第七十九節
		第八十節
		第八十一節
		第八十二節
		第八十三節
		第八十四節
		第八十五節
		第八十六節
		第八十七節
		第八十八節
		第八十九節
		第九十節
		第九十一節
		第九十二節
		第九十三節
		第九十四節
		第九十五節
		第九十六節
		第九十七節
		第九十八節
		第九十九節
		第一百節

有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化(第十条の十二の二・第十条の十二の八)林整備協定の締結の促進(第十条の十三・第十条の十四)益的機能維持増進協定(第十条の十五・第十条の十九)林経営計画(第十一条第二十条)則(第二十一条第二十四条)

「第二百四十四条」を「第二百三十三条」に改める。

第五条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、同項第五号の三中「その他」を「その他の」に改め、「事項」の下に「前号に掲げる事項を除く。」を加え、同号を同項第十号とし、同項第五号の二を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

第五条第二項中第五号を第七号とし、第四号の三を第六号とし、第四号の二を第五号とする。第六条第五項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に、「同項第七号」を「同項第十二号」に改める。

第七条の二第二項第一号中「第四号の二まで、第五号及び第五号の三から第七号まで」を「第五号まで、第七号及び第十号から第十二号まで」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

第十条の五第二項第九号中「事項」の下に「前号に掲げる事項を除く。」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

第十条の八の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第一項中「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条第二項中「前項第十号」を「第一項第十号」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。